

福山市男女共同参画団体登録制度

1 趣旨

男女共同参画に関する活動を行っている団体およびグループが、福山市と共同で男女共同参画の啓発事業に取り組むこと及び団体相互の連携を促進するため、団体登録制度を設ける。

2 団体登録基準

- (1) 活動目的が男女共同参画社会の実現に資するものであること。
- (2) 福山市民が主体となっているグループであること。
- (3) 定期的に継続する活動を行なっていること。
- (4) 規約・会則、責任者が決まっていりて組織体制が明確であること。
- (5) 営利活動、特定の宗教を布教する活動でないこと。
- (6) 特定の政党・政策を支援する活動を目的としないこと。

3 登録の申請にともなう書類

- (1) 団体登録（変更）申請書（様式1）
- (2) 規約または会則の写し
- (3) 役員または会員名簿（様式2）
- (4) その他市長が必要と認める書類

4 登録の決定

登録の決定は、申請に基づいて審査を行い、登録を承認した団体・グループには「福山市男女共同参画団体登録承認通知書」を交付します。

5 登録団体の内容変更

団体及びグループは、次の各号に変更が生じた際には、すみやかに団体登録（変更）申請書及び変更が生じた書類を提出してください。

- (1) 団体登録（変更）申請書に記載した事項
- (2) 役員または会員名簿
- (3) 規約または会則の写し

6 登録の有効期間

登録の有効期間は、登録した日にかかわらず、毎年3月31日までとします。

7 登録の更新

登録更新を希望する団体及びグループは、翌年度の6月末までに団体登録（変更）申請書を提出してください。

8 登録の取消し

次の各号の一つに該当する場合は、登録を取消すことがあります。登録を取消した場合、団体及びグループに対し、登録を取消した旨を通知します。

- (1) 登録要件を満たさなくなったとき。
- (2) 登録にあたり、提出された書類の記載内容に虚偽の記載があったとき。
- (3) 登録の更新手続きをしないとき。

9 登録の取下げ

団体及びグループは、登録を取下げようとするときは、申し出てください。

10 適用期日

2023年（令和5年）4月1日から適用するものとする。

2024年（令和6年）2月19日から適用するものとする。